

共同住宅等の水道料金及び下水道使用料算定に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市水道事業給水条例施行規程（昭和35年豊中市企業管理規程第9号）第28条第2号に規定する水道料金及び豊中市下水道条例施行規程（平成20年豊中市企業管理規程第16号）第25条に規定する下水道使用料の算定方法について必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要綱の適用を受ける共同住宅等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 共同住宅等1種

ア 1個の市の水道メーターによる直結式若しくは受水槽式の建物のうち、独立した住居として用いられる戸又は室（以下「戸」という。）を単位として構成されたマンション、アパート又は集合住宅で、各戸ごとに給水装置若しくは給水設備を有し、それぞれ各戸独立の生計を営むもの。ただし、長屋は除く。

イ 1個の市の水道メーターによる直結式若しくは受水槽式の建物のうち、業務用ビル、若しくは寮又は住居と店舗又は事務所（以下「店舗等」という。）が混在する多目的ビルで、各戸ごとに給水装置又は給水設備を有し、かつ、それぞれ各戸独立の生計若しくは事業を営むもの。

(2) 共同住宅等2種 前号イに定める建物のうち、店舗等に私設メーター（料金算定のため市が計量し、又は所有者等が計量して報告するために使用する計量法に基づく水道メーターに限る。）が設置されているもの。

(申込書の提出及び適用)

第3条 この要綱の適用を受けようとする給水装置の所有者、代理人又は総代人（管理人を含む。以下これらを総称して「所有者等」という。）は、豊中市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に申込書を提出しなければならない。

(1) 共同住宅等にかかる料金算定適用申込書（1種）（様式第1号）

(2) 共同住宅等にかかる料金算定適用申込書（2種）（様式第2号）

(3) 確約書（2種適用）（様式第3号）

(4) 共同住宅等にかかる料金算定適用解除申込書（様式第4号）

2 管理者は、前項の申込書が提出されたときは、申込戸数等記載事項を調査のうえ、前条の規定を適用するものとする。

3 管理者が必要があると認めたときは、前項の申込書の記載事項を再調査することができる。

4 第2項の規定による前条の規定の適用の開始月は、同項の規定により適用を決定した日以後最初の計量月とする。

(戸数の変更)

第4条 申込書提出後に戸数に変動が生じた場合であっても、当該年度内は戸数の変更を認めないものとする。ただし、戸数に著しく変動が生じた場合であって、かつ、管理者が必要と認めるときはこの限りでない。

(共同住宅等1種の料金等算定)

第5条 共同住宅等1種の水道料金及び下水道使用料(以下「料金等」という。)は、各戸に口径25ミリメートル以下の市の水道メーターが設置されているものとみなし、かつ、当該共同住宅等の1個の市の水道メーターによる使用水量を各戸が均等に使用したものとみなして、算定した額とする。

(共同住宅等2種の料金等算定)

第6条 共同住宅等2種の料金等は、次のいずれかに掲げる方法により算定した額とする。

(1) 店舗等については、各店舗等ごとの私設メーターの計量水量(報告による水量を含む。次号において同じ。)に基づき、店舗等ごとに算定した額。

(2) 住居については、共同住宅等の1個の市の水道メーターによる使用水量から前号の各店舗等ごとの私設メーターの計量水量の総和を差し引いた水量を、前条の1個の市の水道メーターによる使用水量とみなして、同条の規定を準用して算定した額。

2 所有者等は、前項第1号の私設メーターによる計量水量を、定例日に管理者に報告しなければならない。

(領収証書の発行)

第7条 共同住宅等の料金等に係る領収証書については、1個の市の水道メーターに対して発行するものとし、各戸ごとには発行しないものとする。

(実施の細目)

第8条 この要綱に定めのない事項については、管理者が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成10年12月1日から施行する。

2 内規「アパート等にかかる料金計算について」は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成14年10月7日から施行する

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成22年11月1日から実施する。

2 この要綱の実施の際、平成22年11月1日から引き続き同日以後継続して使用されているこの要綱による改正後の共同住宅等の料金算定に関する要綱第6条第1項第1号に規定する店舗等の口径30ミリメートル以上の私設メーター（料金算定のために市が計量し、又は所有者等が計量して申告するために使用する私設メーターに限る。）に係る料金は、豊中市水道事業給水条例の一部を改正する条例（平成22年豊中市条例第22号）附則第3項の規定を準用して算定するものとする。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

(様式第1号)

年 月 日

豊中市上下水道事業管理者 宛

申込者 住 所.....

所有者との関係()

氏 名.....

電 話..... ().....

共同住宅等にかかる料金算定適用申込書

下記の共同住宅等について、次の事項を承諾のうえ豊中市水道事業給水条例施行規程第28条第2号(1種)の規定に基づく料金算定の適用を申し込みます。

入居者から局の水道メーターに対する使用水量、料金(下水道使用料を含む。)について、照会があった場合は上下水道局がこれらの情報を提供することに異議はありません。

(下記の太線枠内を記入してください。)

共同住宅等の所在地	豊中市 丁目 番 号		
共同住宅等の名称	電話 ()		
	—		
共同住宅等の種別	総戸数	希望申込戸数	構造等
共同住宅・社宅等	戸	戸	
業務用・多目的ビル・寮等	戸	戸	
水栓番号	—		
使用者番号	—		
適用開始年月	年 ・ 月分		
備考			

※同封の返信用封筒にてご返送ください。

(様式第 2 号)

年 月 日

豊中市上下水道事業管理者 宛

申込者 住所.....
所有者との関係()
氏名.....
電話 ().....

共同住宅等にかかる料金算定適用申込書

下記建物に設置する私設メーター(子メーター)の料金計算の基礎となる使用水量について、豊中市水道事業給水条例施行規程第 28 条第 2 号(2 種)の規定に基づく料金算定の適用を申し込みます。

つきましては、上下水道局が定める別紙確約書の内容を遵守します。

入居者から局の水道メーターに対する使用水量、料金（下水道使用料を含む。）について、照会があった場合は上下水道局がこれらの情報を提供することに異議はありません。

記

(下記の太線枠内を記入してください。)

給水装置の所在地	豊中市	丁目	番	号
建物の名称	電話 ()			
	総戸数	戸	希望住宅	戸
戸数	希望店舗(事務所等)			戸
	散水栓	有・無		
私設メーター設置個数 (散水等を含む)				個
水栓番号	—			
使用者番号	—			
適用開始年月	年		月分	
備考				

年 月 日

確 約 書 (2 種適用)

豊中市上下水道事業管理者 宛

申込者 住 所
所有者との関係 () 氏 名
電 話 ()

給水装置の所在地

建 物 の 名 称

この確約書は、豊中市水道事業給水条例施行規程第 28 条第 1 項第 2 号の規定に基づく私設メーター(以下「子メーター」という。)による料金算定の適用にあたり、上下水道局が定める次の事項を遵守することを確約します。

- (1) 子メーターの計量は、受水槽上流側に設置する局メーター(以下「親メーター」という。)を計量する定例日に計量の障碍にならないものとする。
- (2) 子メーターの故障等による取替は、所有者が行う。
- (3) 子メーターの検定満期等は、計量法 (平成 4 年法律第 5 1 号) に基づくものとする。
- (4) 子メーターの計量は、1 階部分に設置する店舗及び事務所等とする。
- (5) 水道料金等の算出方法は、給水条例第 2 8 条の 2 の規定に基づくものとする。
- (6) 領収証書の発行は、前項の規定する料金とし、各戸ごとには発行しないものとする。
- (7) 各戸の使用水量及び水道料金等に関する異議の申し立てについては、所有者において善処する。
- (8) 流末装置の受水槽以下の維持管理は、所有者が行う。
- (9) 申し込み記載事項に変更が生じた場合は、速やかに上下水道局へ届け出るものとする。
- (10) 本確約に反した場合、親メーター使用水量による規定(共同住宅等 1 種)の料金計算での取り扱いをされても異議は申しません。

以上

(様式第 4 号)

年 月 日

豊中市上下水道事業管理者 宛

(申込者) 所有者等
住 所.....
氏 名.....
電 話..... ().....

共同住宅等にかかる料金算定適用解除申込書

下記の共同住宅等における料金（下水道使用料を含む。）について、現在、豊中市水道事業給水条例施行規程第 28 条第 2 号の規定に基づく料金算定の適用を受けていますが、適用の解除を申し込みます。

記

(下記の太線枠内を記入してください。)

申 込 共 同 住 宅 等	
共同住宅等の所在地	豊中市 町 丁目 番 号
共同住宅等の名称	電話 () -
水 栓 番 号	使 用 者 番 号
-	-
適 用 解 除 年 月 分	
年 . 月分	

記入例

(様式第1号)

実際に記入した日

××年××月××日

豊中市上下水道事業管理者 宛

申込者 住 所 豊中市北桜塚4丁目11番18号

所有者との関係(本人)

氏名 豊中 未来

電 話 (××) ××××-××××

共同住宅等にかかる料金算定適用申込書

下記の共同住宅等について、次の事項を承諾のうえ豊中市水道事業給水条例施行規程第28条第2号(1種)の規定に基づく料金算定の適用を申し込みます。

入居者から局の水道メーターに対する使用水量、料金(下水道使用料を含む。)について、照会があった場合は上下水道局がこれらの情報を提供することに異議はありません。

(下記の太線枠内を記入してください。)

共同住宅等の所在地	豊中市 丁目 番 号		
共同住宅等の名称	○×マンション(建物名あれば記入)		
	電話(管理人室などあれば記入)		
共同住宅等の種別	総戸数	希望申込戸数	構造等
共同住宅・社宅等	戸	戸	入居(見込)戸数を記入
業務用・多目的ビル・寮等	戸	戸	
水栓番号	—		
使用者番号	—		
適用開始年月	※記入不要		
備考			

※同封の返信用封筒にてご返送ください。

記入例

(様式第4号)

××年××月××日

豊中市上下水道事業管理者 宛

(申込者)所有者等
住 所 豊中市北桜塚4丁目11番18号
氏 名 豊中 未来
電 話 ()

共同住宅等にかかる料金算定適用解除申込書

下記の共同住宅等における料金(下水道使用料を含む。)について、現在、豊中市水道事業給水条例施行規程第28条第2号の規定に基づく料金算定の適用を受けていますが、適用の解除を申し込みます。

記

(下記の太線枠内を記入してください。)

申 込 共 同 住 宅 等	
共同住宅等の所在地	豊中市 中桜塚 3丁目 1番 1号
共同住宅等の名称	豊中未来マンション 電話(××)××××-××××
水 栓 番 号	使 用 者 番 号
××××××-××	×××××××-×××
適 用 解 除 年 月 分	
年 . 月分	